

(案)

(追加資料)

府 消 委 第 号
令 和 年 月 日

財 務 大 臣 麻 生 太 郎 殿

厚 生 労 働 大 臣 加 藤 勝 信 殿

経 済 産 業 大 臣 梶 山 弘 志 殿

消費者委員会
委員長 山本 隆司

答 申 書

令和2年5月20日付け課酒1-18、厚生労働省発医政0520第1号、20200515製第8号をもって当委員会に諮問のあった下記事項については、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

記

国民生活安定緊急措置法第26条第1項及び第31条の規定に基づき、国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令を制定することについて

以上